

観察・実験器具等の貸出・提供実施要領

認定特定非営利活動法人 環境あきた県民フォーラム

1 目的

学校やこどもエコクラブなどの環境教育・環境学習を支援し、児童生徒の環境意識を高めるため、観察・実験器具等の貸出、提供（以下、貸出等という。）を行う。

2 貸出等の対象者

学校やこどもエコクラブなど、児童生徒の環境教育を行う個人又は団体とする。

ただし、概ね5人以上で行われる活動であること、営利を目的としていないこと、政治的・宗教的宣伝を目的としていないこととする。

3 貸出等の器具類

貸出等の対象とする器具類は、別表に定めるものとする。

4 貸出期間

貸出期間は、原則として20日以内とする。

5 貸出等の費用

貸出等に係る費用は無料とする。ただし、貸出等及び返却に要する送料は、貸出等を受ける者（以下「借受者」という。）の負担とする。

6 貸出及び返却方法

- (1) 貸出等を受けようとする者（以下「希望者」という。）は、「環境教育支援に係る器具類の貸出等申込書（様式1）」に必要事項を記入し、原則として貸出等を希望する日の5日前までに環境あきた県民フォーラムにメール、FAXで提出するものとする。
- (2) 前項による申請が適当と認められるときは、希望者に対して貸出等を行う。
- (3) 借受者は、返却予定日までに来訪又は配送により貸出等器具類を環境あきた県民フォーラムへ返却しなければならない。

7 損害の賠償

器具類を破損した場合、借受者には、現物又は同等品をもって賠償してもらう場合がある。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。